

確認規定の認定 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項

一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規定を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規定が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

東京都衛生局生活環境部長通知

「食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律に係る事務処理について」

（平成3年11月25日付3衛生獣第333号）より抜粋

食鳥処理の事業の許可と同様に、各保健所において受理、申請手数料の徴収を行い、審査の上、認定したときは確認規定認定証を交付すること。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第十条第一項

法第十六条第一項又は第二項の規定による申請は、確認規定認定・変更認定申請書（別記第十号様式）によるものとする。

【確認規定認定証の様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第十条第二項

知事は、法第十六条第一項の規定により確認規定の認定をしたときは、確認規定認定証（別記第十一号様式）を交付する。

参考条項

法第十六条第五項

認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合に会っては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規定（第二項の規定による変

更の認定があったときは、その変更後のもの)に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

規第二十九条第一項

法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第五項の確認の方法
- 二 法第十六条第五項の確認の手順（食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。）
- 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項
- 四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法

規第二十九条第二項

法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第九に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第八に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。
- 二 法第十六条第五項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第二条第五号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。
- 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。
- 四 法第十六条第五項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

確認規程 認 定 申請書
変更認定

確認規程の認 定を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
第16条 第1項 第2項 の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の名称
- 2 確認規程の認定又は変更認定を受ける食鳥処理場の所在地
- 3 確認規程

添付書類

変更認定の場合は、確認規程認定証

(日本産業規格A列4番)

第11号様式(第10条関係)

(表)

第	号
確 認 規 程 認 定 証	
住 所	
氏 名	
年 月 日付で申請のあった確認規程については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により、下記のとおり認定します。	
年 月 日	
印	
記	
1	食鳥処理場の名称
2	食鳥処理場の所在地

(日本産業規格A列4番)

(裏)

次のとおり確認規程の変更を認定します。

変更認定の履歴

変更認定年月日・番号	変 更 事 項